

## 仕 様 書

1. 業 務 名 下関市立青年の家機械警備業務
2. 場 所 下関市椋野町一丁目 17 番 1 号  
下関市立青年の家
3. 業 務 概 要 下関市立青年の家施設機械警備（本館及び体育館）  
※詳細については別紙 2 のとおり
4. 契 約 期 間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
5. 機器の設置及び撤去時経費  
警備機器の設置及び契約を解除した場合の撤去等経費は、受託者の負担とし、設置前の状態に復元しなければならない。
6. 委託料の支払 毎月払いとする。
7. センサーの数及び位置 別添図面の箇所。
8. 利用する回線 機械警備のための専用回線を使用する。
9. 注 意 事 項 施行中に第三者及び諸施設に損傷を与えた場合、請負業者の責任にて補償及び現況に復旧のこと。
10. 契約成立条件  
翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。